

準備して安心

「我が家」を次世代へ引き継ぐために

# 住まいの 引き継ぎノート

お名前



# 目次

はじめに	1
1. 所有者の責任とは	2
2. 管理をしないと問題発生!?	2
<b>私、我が家の情報</b>	
3. 私の基本情報	3
私の家系図	4
4. もしもの時の連絡先	5
5. あなたのお住まいについて	6
(1) 土地・建物の保有状況調査の方法	6
(2) 書類の確認 (参考)	6
(3) 備えておきたい書類	7
(4) 登記事項証明書の見方について	8
(5) 我が家の土地、建物の情報について (簡易版)	9
(6) 土地、建物の情報について (詳細版)	10
6. お住まい以外の不動産	11
7. 将来の希望	12
(1) 我が家の将来をどうしたいか書いてみましょう	12
(2) やっておきたい、決めておきたい、伝えたいこと	14
8. 建物を使用する、解体する場合の費用比較	16
(1) 建物の使用を続ける場合	16
(2) 建物を解体する場合	16
<b>参考となる制度・手続き・相談先</b>	
9. 住宅の敷地の用に供されている土地の固定資産税について	17
10. 相続、生前贈与、任意後見制度、遺言とは	18
(1) 相続とは	18
(2) 生前贈与	18
(3) 任意後見制度	19
(4) 遺言	19
(5) 相続登記の法的義務について	20
11. お墓について	21
12. 空き家バンクについて	22
13. 相続された方の諸手続 (例)	23
14. 相談先について	24
(1) 相続等の相談窓口	24
(2) 空き家・お墓に関する相談窓口	25

---

## はじめに

---

お住まいの「我が家」の将来を考えたことはありますか？

全国的にも空き家の増加が顕著であり、安来市でも空き家が目立つようになってきました。

苦楽を共にしている我が家、相続などにより引き継いだ我が家が将来「空き家」になるかもしれません。空き家となってから手続きを始めるには大変な労力や費用が必要になります。

大切な思い出がいっぱいの我が家をご家族などへ安心して引き継ぐために、今から準備を始めてみませんか？

※この住まいの引き継ぎノートに記された内容によって法的効力が発生することはありません。引き継ぐときに、どのように手続きを行えば良いのかを事前に記しておくものになります。具体化するには法的な手続きが必要となりますので専門家へご相談ください。

### 〈このノートの使い方と取扱い〉

---

建物や土地の所有情報などを分かっているところから、少しずつ書いてみましょう。えんぴつで書くと気持ちが変わったとき、変更があったとき、その都度、書き直すことができます。

書いた後は家族と相談して情報を共有しましょう

このノートの取扱いには、十分注意し、大切な人にだけ保管場所を伝えておきましょう。

## 1 所有者の責任とは

住まいや空き家は所有者が適切に管理する責任があります。

民法や建築基準法、空家等対策の推進に関する特別措置法など様々な法律により所有者の管理責任が定められています。

## 2 管理をしないと問題発生!?

適切な管理をしないと防災・防犯面など問題が発生し、近所の人々に迷惑をかけたり、経済的な負担が生じたりする場合があります。



### ▶ 防災性の低下の例

倒壊、崩落、屋根・外壁の落下による危害など

### ▶ 防犯性の低下の例

不審者の出入りによる犯罪の誘発、放火等による火災発生など

### 問題発生によるデメリット

- 住まいや空き家が原因で事故や事件等が起きた場合、損害賠償を請求される可能性
- 維持管理費や改修費が増加し、「売る」「貸す」「再利用」が困難に
- 空き家の場合は、管理不全空家等もしくは特定空家等に認定後、勧告されると土地の固定資産税について「固定資産税等の住宅用地の特例」の対象から外れ土地の固定資産税の税額が上がる場合があります。

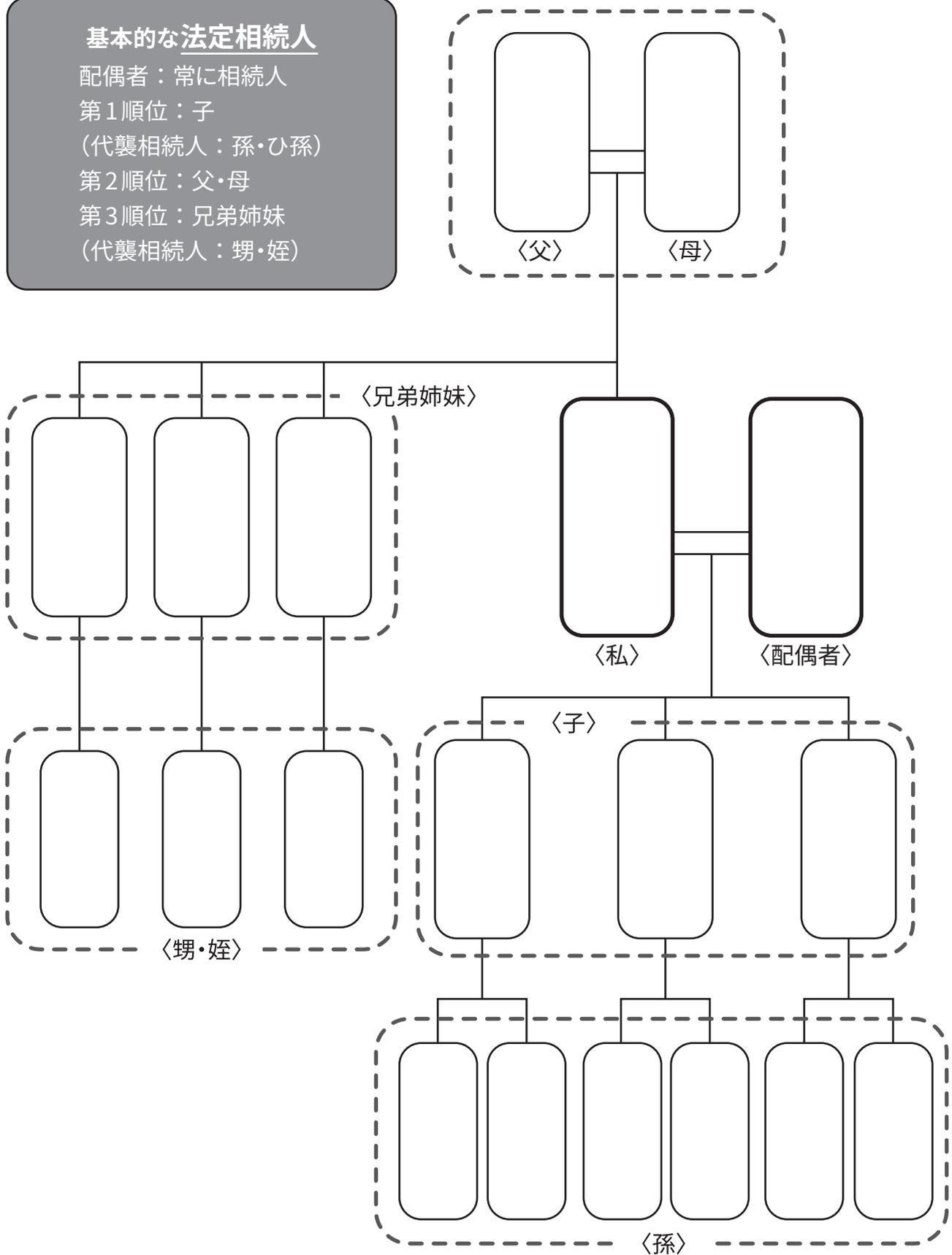
### 3 私の基本情報

記入日	年 月 日	
フリガナ		
名前		
生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦	
	年 月 日生	
住所	〒 ー	
本籍地	〒 ー	
連絡先	電話番号	
	携帯番号	
	E-mail	

# 私の家系図

## 基本的な法定相続人

- 配偶者：常に相続人
- 第1順位：子  
(代襲相続人：孫・ひ孫)
- 第2順位：父・母
- 第3順位：兄弟姉妹  
(代襲相続人：甥・姪)



## 4 もしもの時の連絡先

この引き継ぎノートを読んでほしい方などを記入しましょう。

名前とあなたとの関係	住所・電話番号
フリガナ	〒 —
名 前	住 所
あなたとの関係 ( )	☎ — —
フリガナ	〒 —
名 前	住 所
あなたとの関係 ( )	☎ — —
フリガナ	〒 —
名 前	住 所
あなたとの関係 ( )	☎ — —

### メモ

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

## 5 あなたの住まいについて

### (1) 土地・建物の保有状況調査の方法

土地と建物の所在地と地番を調べるには、お近くの法務局で発行される「登記事項証明書（登記簿）」を入手して引き継ぎノートに転記しましょう。複数人で所有している（共有名義）場合は所有権の割合（持分）も確認しておきましょう。

土地を借りている場合などは、建物の備考欄にその旨を記載し、借地に関する契約書の有無や、その登記の有無についても確認しておきましょう。

### (2) 書類の確認（参考）

知りたいこと	知りたい内容が記載されてある書類等 ※自宅にない場合の取り寄せ先	専門家に お願いする場合
土地・建物が 誰の名義か知りたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書</li> <li>・公図、地積測量図 ※お近くの法務局（24 ページ）</li> <li>・権利証 （登記識別情報通知書、登記済証）</li> <li>・境界確定図（土地）</li> </ul>	司法書士 土地家屋調査士
地番や面積が 知りたい		
ほかに所有している 土地や建物があるか 知りたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税課税明細書</li> <li>・固定資産課税台帳、名寄帳 ※安来市役所 税務課固定資産税係 （委任状等が必要な場合があります ので、事前にご確認ください）</li> </ul>	

### (3) 備えておきたい書類

家に関する書類はありますか？ 探してみましょう。

#### 法務局で取得できる書類

- 登記事項証明書（土地）
- 登記事項証明書（建物）
- 地図証明書（公図）の写し
- 図面証明書（地積測量図、建物図面）の写し

#### 市区町村からの通知や取得できる書類

- 固定資産評価証明書
- 固定資産税課税明細書

#### 土地や建物に関する書類

- 権利証（登記識別情報通知書・登記済権利証）
- 境界確定図（土地）
- 建築確認関係書類（確認申請、確認済証、完了検査済証）
- 設計図書
- 請負・売買契約書（土地）
- 請負・売買契約書（建物）

(4) 登記事項証明書の見方について

土地の登記事項証明書の記載例

①

表 題 部 (土地の表示)		調製	不動産番号
地図番号	筆界特定	[空白]	00000000000000
所 在		特別区南都町一丁目	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕
101番	宅地	300.00	不詳
所 有 者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野 太郎			

建物の登記事項証明書の記載例

②

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	不動産番号
所在図番号	[空白]	[空白]	00000000000000
所 在		特別区南都町一丁目 101番地	
家屋番号		101番	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕
住宅	木造かわらぶき2階建	1階 80.00 2階 70.00	令和1年5月1日新築 〔令和1年5月7日〕
表 題 部 (附属建物の表示)			
符号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m <sup>2</sup>
1	物置	木造かわらぶき平家建	30.00
原因及びその日付〔登記の日付〕			
〔令和1年5月7日〕			
所 有 者 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五 郎			
権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和1年5月7日 第805号	所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五 郎
権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

土地と建物の種別は①表題部を確認

登記事項証明書は、「表題部」「権利部」の大別して2つの項目に分かれています。

①表題部：所在地、地番、面積等の不動産の状況

②権利部：不動産の所有権の状況

権利部（甲区）：所有者の住所・氏名・登記の目的・取得年月日と取得原因

権利部（乙区）：甲区の所有権以外の権利（抵当権、根抵当権、地役権等）

まれに、権利部の掲載がない不動産があり、所有権に関する保存登記がされていない場合があります。

☆抵当権の掲載がある場合、資金の返済状況を確認しましょう。返済が完了したら抵当権抹消登記を忘れずに。

## (5) 我が家の土地、建物の情報について（簡易版）

## ○土地について 【 有（上段へ記入） ・ 借地有（下段へ記入） 】

所 在	①地番	②地目	③地積㎡	名義人（持分）	備考
(記入例) 安来市〇〇町字〇〇	101番	宅地	300.00㎡	安来太郎（1/2） 安来次郎（1/2）	
借地の所在	地番	契約書 有無	①貸主の氏名、連絡先 ②借用期間		賃借料 円／年
		有・無	① ② ~		円

## ○建物について 【 有（上段へ記入） ・ 借家有（下段へ記入） 】

所 在	家屋 番号	①種類 ②構造	③床面積	名義人 （持分）	備考
(記入例) 安来市〇〇町字〇〇	101番	①物置 ②木造瓦ぶき 平家建	30.00㎡	安来太郎	
借家の所在	契約書 有無	①貸主の氏名、連絡先 ②借用期間		賃借料 円／年	備考
	有・無	① ② ~			

所在地は、住民票に記載された内容と違う場合がありますので登記の全部事項証明書の内容を確認し記載しましょう。



## 6 お住まい以外の不動産

お住まい以外の不動産（土地・建物）があれば記載してください。

### ☆土地情報

所 在	①地番	②地目	③地積㎡	登記名義人	備考
(記入例) 安来市〇〇町字〇〇	25番	田	1,200.00㎡	安来太郎	抵当権等

☆取り寄せた書類を書いておきましょう。


### ☆建物情報

所 在	家屋 番号	①種類 ②構造	③床面積	登記名義人	備考
(記入例) 安来市〇〇町字〇〇	25番	①居宅 ②木造	52.0㎡	安来太郎	抵当権等

☆取り寄せた書類を書いておきましょう。




## ②自分が死んだ後に（相続する場合）

土地・建物の将来	私の希望	家族との相談結果
相続人へ任せたい	相続人の中で相談してほしい 特定の相続人へ任せたい	相続人での相談 ( )へ相続
売却してほしい	土地 ・ 建物 ・ 両方	土地 ・ 建物 ・ 両方
貸与してほしい	土地 ・ 建物 ・ 両方	土地 ・ 建物 ・ 両方
建物の解体	解体する ・ 残す	解体する ・ 残す
土地・建物の 維持管理費 (詳細16ページ)	遺産の中から支払ってほしい 誰かに負担してほしい 確保できない	費用の確保 あり ・ これから ( )円
建物の解体費用 (詳細16ページ)	遺産の中から支払ってほしい 誰かに負担してほしい 確保できない	費用の確保 あり ・ これから ( )円

その他( )

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(2) やっておきたい、決めておきたい、伝えたいこと

どのようなことをしなければならぬかの例を次のとおりご案内します。  
相談にあたり参考にしてください。

①相続手続き

現在の状況	行いたいこと	専門家をお願いする場合
先代の名義になっている → 登記名義の整理	相続登記	司法書士
建物が未登記、保存登記が されていない	建物登記	司法書士 土地家屋調査士
特定の人に相続をさせたい 氏名（                      ）	遺言書を作成	司法書士 行政書士 公証人役場
隣地境界が不明	隣地境界を 確定させたい	土地家屋調査士

②今のうちから行っておきたいこと

現在の状況	行いたいこと	専門家をお願いする場合
使わない家財がある	家財の整理	廃棄物処理業者など
使わなくなった機械器具、 車両等がある	車両等の処分	車両等の販売買取業者など

③売却、贈与したいとき

行いたいこと	専門家をお願いする場合
登記簿の確認、登記名義の整理 隣地境界の確認	司法書士・行政書士など
	土地家屋調査士
売却	不動産業者など

## ④賃貸したいとき

行いたいこと	専門家をお願いする場合
管理人を決める	不動産業者など
信託契約・任意後見契約等	司法書士・行政書士

## ⑤定期的に管理したいこと

- 建物、車庫、塀等の屋根、外壁、窓等の補修による劣化防止、防犯対策
- テレビアンテナ等の落下・飛散防止の対策
- 樹木の剪定・伐採・伐根（倒木、越境、断線等の防止）
- 雑草、ごみ等の処分
- その他（ ）

## ⑥その他、伝えておきたいこと

- 近所の人と事前に相談していたことがある。（売買・土地の交換）
- 隣地所有者と境界について相談したことがある。（口約束など）
- 都市計画法、建築基準法等の規制内容による注意点（建替時のセットバックなど）
- 宅地の地下に埋まっているもの（地下埋設物：水道管・配水管など）の配管位置
- 建物及び敷地の不具合箇所等に関する情報
- 家財や神仏の取扱い方法
- 上下水道、電気、ガス、固定電話、インターネット業者等の連絡先
- 隣家、自治会等の連絡先（ ）
- その他（ ）

（注）伝えておきたいことは、土地、建物の情報について（簡易版9ページ、詳細版10ページ）などに書いておきましょう。

## 8 建物を使用する、解体する場合の費用比較

建物は、年々、老朽化により修繕費や維持管理費用がかかります。

建物の使用を続ける場合、解体する場合での将来費用についても比較してみましょう。

### (1) 建物の使用を続ける場合

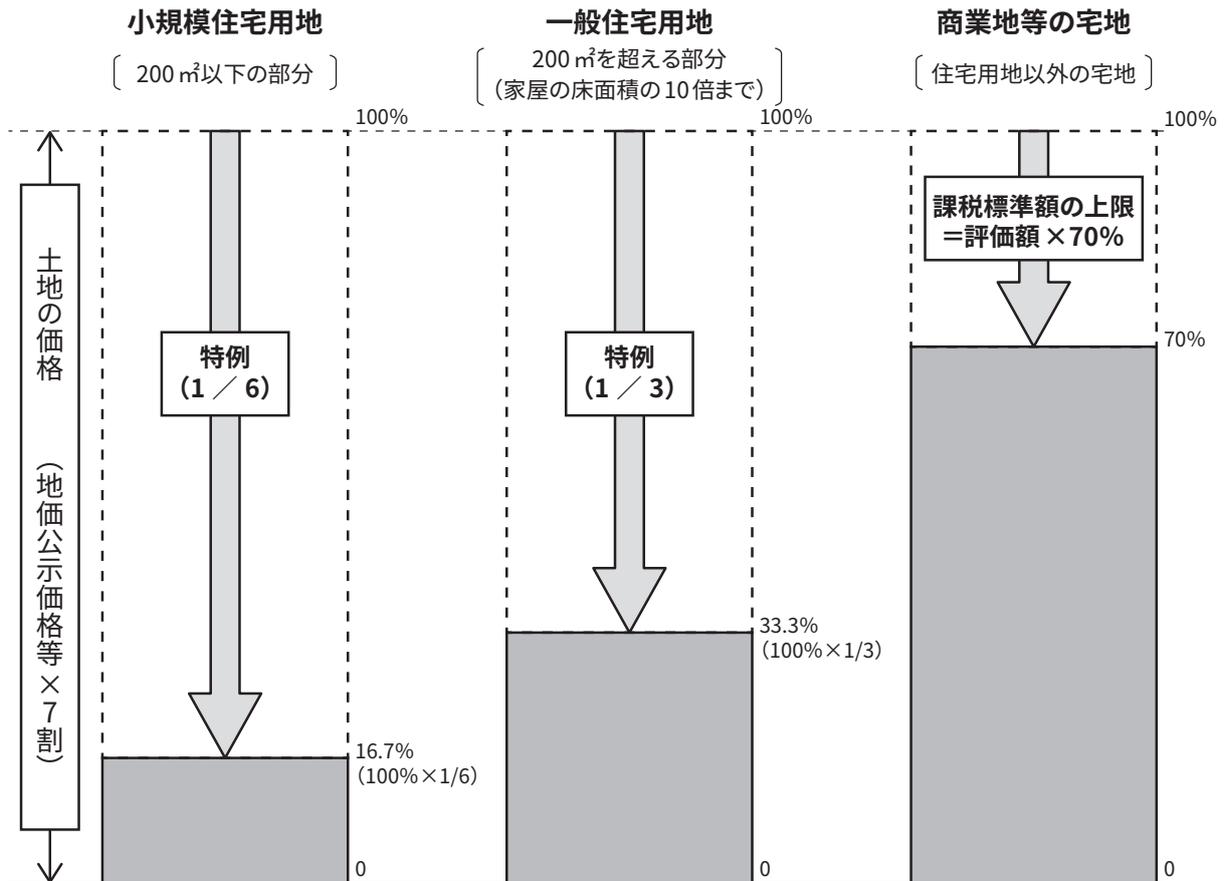
維持管理費内訳	現在の1年間にかかる費用	将来の費用
固定資産税（土地）	円／年（A）	年間総額A円×〇〇年
固定資産税（建物）	円／年（A）	
電気代	円／年（A）	
水道代	円／年（A）	
ガス代	円／年（A）	
建物管理費	円／年（A）	
樹木等土地管理費	円／年（A）	
	年間総額A円	

### (2) 建物を解体する場合

維持管理費内訳	解体時の費用	将来の費用
固定資産税（土地）	円／年（A）	年間総額A円×〇〇年＋B円
樹木等土地管理費	円／年（A）	
解体費用	円（B）	
	年間総額A円＋B円	

# 住宅の敷地の用に供されている 土地の固定資産税について

住宅の敷地の用に供されている土地は、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されていますが、住宅を取り壊した場合には特例の対象外となるため、その土地の固定資産税は最大で4.2倍になります。



【例1 200㎡の場合 (土地の価格が6,000,000円 (30,000円/㎡))】

①住宅が建っている場合 課税標準額 (=土地の価格×1/6) 1,000,000円 固定資産税相当額 (課税標準額×税率1.6%) 16,000円 (80円/㎡)	②住宅が建っていない場合 課税標準額 (=土地の価格×70%) 4,200,000円 固定資産税相当額 (課税標準額×税率1.6%) 67,200円 (336円/㎡)
---	---

【例2 300㎡の場合 (土地の価格が9,000,000円 (30,000円/㎡))】

③住宅が建っている場合 課税標準額 (=土地の価格×1/6 または 1/3) 2,000,000円 固定資産税相当額 (課税標準額×税率1.6%) 32,000円 (107円/㎡)	④住宅が建っていない場合 課税標準額 (=土地の価格×70%) 6,300,000円 固定資産税相当額 (課税標準額×税率1.6%) 100,800円 (336円/㎡)
--	--

## 10 相続、生前贈与、任意後見制度、遺言とは

### (1) 相続とは

- ①被相続人（本人）の死亡により、相続が発生します。
- ②相続人は、被相続人の財産に属した一切の権利・義務を承継する人のことです。
- ③基本的な相続人と法定相続分・遺留分は以下のとおりです。

相続人の構成	法定相続分	※遺留分
配偶者と子	配偶者 1 / 2 子 1 / 2	配偶者 1 / 4 子 1 / 4
配偶者と直系尊属 直系尊属＝父母（祖父母）	配偶者 2 / 3 直系尊属 1 / 3	配偶者 1 / 3 直系尊属 1 / 6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3 / 4 兄弟姉妹 1 / 4	配偶者 1 / 2 兄弟姉妹 なし

※遺留分は、遺言や多額の生前贈与などがあった場合等に適用されます。詳しくはお近くの司法書士にお尋ねください。

### (2) 生前贈与

- 本人の生前に自分の財産（不動産など）を相続人となる方などへ贈与することで、財産の管理、処分を委ねる手法です。
- 遺産分割には時間がかかることが多いので、本人が生前に自分の財産の行き先を決めることができます。
- 遺留分の手続きと贈与税が課税されることに注意が必要です。

### (3) 任意後見制度

○本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備える制度です。

あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、将来自分の判断能力が衰えたときから、自分の生活や療養介護や財産管理に関する事務についての代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で締結しておきます。

○任意後見人は親族以外の第三者に依頼することも可能な制度ですので身寄りのない方についても可能となります。

### (4) 遺言

○遺言とは、自分が死亡したときに財産をどのように分配するかについて最終の意思を明らかにするものです。

遺言書には、主に本人が作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」があり、原則として遺言者の意思に従った遺産の分配ができます。

遺言の内容を実現するためには原則として遺言執行者が必要です。

※遺言執行者とは、

遺言者が亡くなったときに未成年者（満18歳以下）や破産者でなければ、遺言執行者になれます（民法1006条、同法1009条）。

遺言執行者には個人に限らず法人も指定できます。また、法定相続人や受遺者といった利害関係者も含まれます。しかし、遺言執行の手続きには、相応の時間と手間、専門的な知識を要する場合もあるため、専門家（弁護士、司法書士・行政書士など）に依頼されることが多いようです。

遺言執行の手続きにたとえ複雑な事項がなかったとしても、財産の確認や整理、相続人や受遺者への連絡、財産の引き渡しの手続き等、遺言執行には相応の時間と手間を要します。また、不動産の遺贈では不動産登記などの専門的な知識を要する場合があります。

こうした観点から、遺贈をお考えの方には遺言執行者の指定をおすすめします。

※遺留分

遺言により財産の分配を行う場合、法定相続人からの遺留分についての請求がある場合があります。

兄弟姉妹以外の相続人のために、法律で保障されている一定割合の相続分のことです。

遺言によって、この遺留分より少ない相続分しか与えられなかった相続人は、遺留分減殺請求をすることにより、遺言の中で遺留分を侵害している部分の効果を覆せます。

○自筆証書遺言は、法務局に預けることができます（自筆証書遺言書保管制度）。

手軽で自由度が高いという自筆証書遺言のメリットはそのまま、遺言書の紛失や改ざん、遺言書が相続人に発見されないなどの自筆証書遺言のデメリットを解消する制度です。

詳しくは松江地方法務局供託課（24 ページ）にお尋ねください。

## (5) 相続登記の法的義務について

土地や建物を所有されていた方が亡くなった場合、相続を原因とする所有権移転登記が必要になります。

令和6年4月より相続登記が義務化されました。これにより相続登記を怠った場合は過料が発生する場合がありますので、相続が発生した時点で相続人同士が相談を行い相続登記をしましょう。

相続登記は相続人により相続登記手続きを行うことが可能です。しかし、相続人が多数いる場合は、全員の戸籍や住民票等の書類を入手するのに時間がかかり、相続人の特定が困難となるケースがあります。個人で相続登記を行うことが難しい場合は専門家である司法書士へ依頼しましょう。

相続登記をしないで放置しておきますと、相続人がお亡くなりになったり、疎遠になったりすることから相続人を特定するための協議等が難しくなります。相続登記の手続きに要する費用が高額になったり、誰が不動産の管理を行うのか相続人の間でもめるなどの恐れがあります。

## 11 お墓について

民法では、お墓などの祭祀財産は、通常の相続とは区別して、祭祀を主宰すべき者が承継するものとされています。具体的には、お墓、仏壇、位牌など祭祀に関わる物は、遺言により指定するか、家系や地域における慣習に従って、管理する人（祭祀承継者といいます）を決定します。

祭祀承継者には、寺院なら檀家料等の支払や、法事等を主宰する負担もあります。

お墓の管理責任を負担する立場であることを考えますと、将来的にトラブルが起こらないように事前に家族でよく話し合っておくことが大切です。

祭祀承継者がいる



維持管理や法要について整理しておきましょう。

祭祀承継者がいない、  
管理できない



改葬や墓じまいも選択肢のひとつです。

### (1) 改葬について

改葬とは、現在のお墓から別のお墓に遺骨を移して埋葬する方法です。現在のお墓が遠く離れていて管理が難しいときなどは、祭祀承継者の住まいの近くへ改葬することも可能です。改葬には許可証が必要ですので、お墓のある市区町村にご相談ください。

### (2) 墓じまいについて

祭祀承継者になる人がおらず、お墓の維持管理が難しいときは、墓じまいも選択肢になるでしょう。墓じまいをするときは寺院や霊園の永代供養墓地に改葬し、現在のお墓の墓石等を撤去するケースが一般的です。改葬が伴いますので、手続きについては、お墓のある市区町村にご相談ください。

安来市での相談先は 》》

安来市役所 環境政策課 環境対策係まで  
☎0854 - 23 - 3098

## 12 空き家バンクについて

今は誰も住んでいない  
空き家は  
ありませんか？



### 🏠 空き家バンクとは？

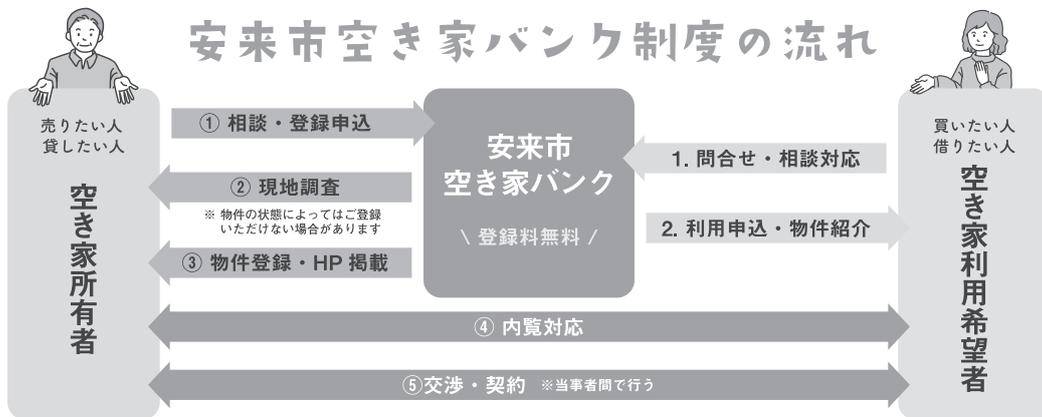
居住しなくなった空き家を所有者が市に登録し、市がその物件を買いたい人・借りたい人へ紹介する仕組みです。空き家の所有者は物件登録、空き家の入居者は空き家バンク利用登録が必要です。



### 💡 登録のご案内

お問い合わせから契約までの流れは、下図のとおりです。登録方法など詳しくはやすぎ暮らしサポートセンターまでお問合せください。

### 安来市空き家バンク制度の流れ



やすぎ暮らしサポートセンター

〒692-8686 安来市安来町878-2 安来市役所やすぎ暮らし推進課内  
Tel: 0854-23-3059 Mail: teiju@city.yasugi.shimane.jp

安来市定住支援サイト「やすぎ暮らし」

<https://yasugi-gurashi.jp/article/>

安来市 空き家



## 13 相続された方の諸手続（例）

### (1) 市役所での手続き（担当課※）

※市民課、広瀬地域センター、伯太地域センターでの手続きも可能です。

- 死亡届（市民課※）
- 年金の手続き（市民課※）
- 国民健康保険の手続き（市民課※）
- 後期高齢者医療保険の手続き（市民課※）
- 介護保険の手続き（介護保険課※）
- 市税の手続き（税務課※）
- 印鑑登録証、身体障害者手帳、福祉医療証などの返還（市民課※）
- 水道の名義変更の手続き（水道管理課）
- 農地の手続き（農業委員会）
- 山林の手続き（農林振興課）

### (2) その他の手続き

- 社会保険、厚生年金（勤務先会社）
- 土地・建物の相続登記（法務局）
- 預貯金、借入金、ローンの手続き（金融機関）
- 生命保険等（生命保険会社等）
- 電気、ガス、電話、インターネットなどの名義変更（管理会社等）



## 14 相談先について

### (1) 相続等の相談窓口

島根県司法書士会	電話相談 <b>☎0852-60-9211</b> （毎週 月・火・木曜日） 相談時間は 12:00～15:00 まで 但し、祝祭日は除く
	面接相談 <b>☎0852-60-9211</b> （毎月 第3土曜日） 要予約 相談時間は 13:00～17:00 まで 松江会場（松江市東朝日町49番地 朝日公民館）

※不定期ですが、安来市でも弁護士や司法書士による相談会を行っていますので、広報紙などをご確認ください。

※行政書士に相続等のご相談は可能ですが、相続登記代行はできません。

松江地方法務局 松江市母衣町50番地	証明書発行 窓口対応時間 9:00～17:00 <b>☎0852-32-4264</b> （月～金曜日）
	登記手続案内 <b>☎0852-32-4220</b> （月～金曜日） 要予約 9:00～12:00、13:00～16:00 まで 相談時間 最長20分間 松江地方法務局 登記部門
	自筆証書遺言書の保管 <b>☎0852-32-4240</b> （月～金曜日） 要予約 9:00～、10:30～、14:00～、15:30～ 手続・相談時間 最長90分間 松江地方法務局 供託課

## (2) 空き家・お墓に関する相談窓口

### ① 空き家の利活用をしたいとき

空き家バンク やすぎ暮らしサポートセンター (安来市役所 やすぎ暮らし推進課内)	☎0854-23-3059
不動産の売買・賃貸（住宅・土地の取引仲介に関すること）	
松江宅建センター	☎0852-25-6537
公益社団法人 島根県宅地建物取引業協会	☎0852-23-6728
公益社団法人 全日本不動産協会島根県本部	☎0852-26-4863

### ② 空き家を解体したいとき

島根県内の解体や廃棄物 一般社団法人しまね産業資源循環協会	☎0852-25-4747
安来市内の建設業者 一般社団法人島根県安来建設業協会	☎0854-32-2403
解体費用のシミュレーション、 除却跡地の売却価格のAI査定や解体相談 (株)クラッソーネ	☎0120-479-033

### ③ 空き家の相談をしたいとき

空き家全般、老朽危険空き家 安来市役所 建築住宅課 空き家対策係	☎0854-23-3343
樹木繁茂やごみの不法投棄 安来市役所 環境政策課 環境対策係	☎0854-23-3098
空き家の悩み相談や問題解決に向けた 情報提供、事業者とのマッチング (株)ジチタイアド akisol (アキソル)	☎0120-772-135

### ④ お墓の相談をしたいとき

安来市役所 環境政策課 環境対策係	☎0854-23-3098
-------------------	---------------



## 住まいの引き継ぎノート

2024年11月発行

《《 発行 》》

島根県安来市

《《 編集 》》

安来市建設部建築住宅課

〒692-0207 島根県安来市伯太町東母里580番地

TEL:0854-23-3343 FAX:0854-23-3381

E-mail:kenchiku@city.yasugi.shimane.jp